二　その他関係政令の整備（第二条から第七条まで並びに附則第三条及び附則第四条関係）

国家公務員共済組合法施行令、地方公務員等共済組合法施行令、石炭鉱業年金基金法施行令、勤労者財産形成促進法施行令、国民年金基金令、財政融資資金法施行令、確定給付企業年金法施行令、国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令、年金積立金管理運用独立行政法人法施行令、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法施行令、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令、対内直接投資等に関する政令、特定複合観光施設区域整備法施行令、金融庁組織令、財務省組織令、金融庁設置法第四条第一項第三号コに規定する指定紛争解決機関を定める政令、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令について、所要の規定の整備を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月一日）から施行することとした。

◇外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第一〇二号）（経済産業省）

一　外国為替令の一部改正関係

被覆したセラミックの複合材料の設計又は製造に係る技術について経済産業大臣の許可を要するものとすること等所要の規定の整備を行うこととした。（別表関係）

二　輸出貿易管理令の一部改正関係

経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、五ふっ化よう素を追加する等所用の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇電波法による旅費等の額を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇三号）（総務省）

1　参考人が受ける旅費の種目を、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費とし、旅費の額を、旅行のため現に支払った額と基準額を種目ごとに比較し、いずれか少ない方を合計した額とすることとした。（第二条関係）

2　旅費の各種目の基準額の内容を定めることとした。（第三条関係）

3　最近における経済情勢の変動に鑑み、参考人が受ける日当の最高額を、八、二〇〇円から八、四五〇円に引き上げることとした。（第四条関係）

4　参考人が受ける宿泊料の額を、旅行に必要な宿泊のため現に支払った額と総務省令で定める額に宿泊に係る夜数を乗じた額を比較し、いずれか少ない方の額とすることとした。（第五条関係）

5　参考人が移動及び宿泊に要する費用を一体の対価として支払った場合における旅費及び宿泊料の額並びに参考人がやむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したときの旅費及び宿泊料の額について定めることとした。（第六条関係）

6　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一〇四号）（環境省）

1　公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）第二六条第一項に基づく介護加算額を、四万七、九〇〇円に改めることとした。（第一一条関係）

2　法第四〇条第一項に基づく療養手当の額を、月額三万九、六〇〇円等に改めることとした。（第二三条関係）

3　法第四一条第一項に基づく葬祭料の額を、七二万三、〇〇〇円に改めることとした。（第二四条関係）

4　法第五四条第二項第一号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、三九円七一銭に改めることとした。（第三四条第一号関係）

5　法第五四条第二項第二号に掲げる単位排出量当たりの賦課金額を、一、九八三円三銭等に改めることとした。（第三四条第二号及び別表第五関係）

6　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一〇五号）（厚生労働省）

1　国民健康保険組合に対して国が交付する事務費負担金（介護納付金の納付に係るものを除く。）の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を六五四円から六六九円に改定することとした。（第一条第二項関係）

2　保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を図るため都道府県に特例調整交付金を交付することとした措置を廃止することとした。（附則第一六条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇六号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

1　二〇歳前に発した傷病による障害に係る障害基礎年金と他の公的年金との併給限度額を改定することとした。（第五条の二関係）

2　令和七年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率等を改定することとした。（第一〇条第一項関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

令和七年度における国民年金法による老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定することとした。（第五二条第二項、第九四条、第一一七条及び第一三六条第一項関係）

三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

令和七年度における国民年金法に規定する改定率及び保険料改定率、厚生年金保険法に規定する再評価率、国民年金法等の一部を改正する法律に規定する従前額改定率等を改定することとした。（第一条、第二条及び第四条～第六条関係）

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正関係

令和七年度に支払われる時効特例給付に係る保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の額の計算に用いる加算率を改定することとした。（附則別表及び別表関係）

五　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第七条関係）

六　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令（政令第一〇七号）（総務省）

一　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正関係

1　令和七年度における恩給改定率を一・〇四七とすることとした。（第一条関係）

2　扶助料等の年額に係る加算額に加算する額を定めることとした。（第二条関係）

二　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正関係

寡婦加算の調整に関する基準額を八三万円に引き上げることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（政令第一〇八号）（財務省）

1　国家公務員共済組合法施行令（昭和三三年政令第二〇七号）について、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七二号）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第一条関係）

2　令和七年四月以降に適用される退職一時金の返還額及び脱退一時金等の支給額を算定する場合の利率の見直しを行うこととした。（第二条、第三条及び第五条関係）